

保護者の皆様

豊見城市立豊崎小学校
校長 平良 淳
PTCA 会長 新垣 繁人
(公印省略)

オンラインゲームに関する注意喚起（お願い）

日頃より保護者の皆様におかれましては、本校教育活動ならびに感染症予防へのご理解とご協力を頂きまして心より感謝申し上げます。

さて、現在全国的にオンラインゲームに関するトラブルが問題となっています（スマホで利用含む）。これらのゲームは、プレイヤーが生き残るために武器や仲間を見つけて戦う戦闘ゲームですが、具体的には次のような点が問題となっています。

1 攻撃的な言動で「いじめ」を誘発する点

敵を倒していくゲームの特性上攻撃的になり、暴力的な言葉や差別的な言葉を使う傾向が強くなります。また、そういった言動を学校生活に持ち込み、対戦相手のクラスメート等に対していじめを行うといった例もあります。

2 親に内緒で「課金」する点

課金することで他のプレイヤーとは違ったアイテムを手に入れることができます。そのため、アイテムが欲しくて、親に内緒で10万円以上の課金をしたという小学生の例もあります。

3 不特定多数の人と知り合いになる点

チャット機能が使えるため、不特定多数の人ともコミュニケーションを取ることができます。そのため、個人情報や漏らしたり交友関係が広がったりして、トラブルに巻き込まれた例があります。

4 中毒性があるため止められなくなる点

最後まで勝ち残ることを目指すゲームであるとともに、プレイヤーの脳が興奮状態になるように作られていて、快楽物質であるドーパミンを大量に分泌するため、子ども自身では止められません。寝る間も惜しんでゲームを行い、生活習慣が乱れたり授業中の集中力がなくなったりして、不登校やひきこもりの要因にもなっています。さらに毎日長時間行えば、子どもの脳は機能低下を起こし、感情や理性をコントロールすることができなくなる恐れもあります。親がゲームを取り上げると、子どもが親に殴りかかるなど暴力的な行動を取る例も起こっています。

※2018年、世界保健機関(WHO)は新たな疾病として「ゲーム障害」を盛り込み、①ゲームをする時間や頻度を自ら制御できない、②ゲームを最優先する、③問題が起きているのに続ける、などといった状態が12カ月以上続き（子どもはもっと短期間でも）、社会生活に重大な支障が出る場合を「ゲーム障害」と定義しています。

ゴールデンウィークを控え、コロナ禍の今、自宅で過ごす時間も長くなります。ぜひ、ご家庭でも、お子さんのゲーム利用状況を確認していただき、万一これらのゲームをやっている場合や問題がある場合には注意喚起をしていただくようお願いいたします。もしお子さんに注意しにくい状況がありましたら、各関係相談窓口をご利用下さい。

⇒ 裏面もご覧ください。

我が家のルール

子供の主張、保護者の意見を出し合おう

新しく自分のスマホ、自分のゲーム機、自分のタブレットを持つときが、ルール作りのベストのタイミングです。

ポイントは、親子双方が自分の意見をしっかり出し合うことです。お互いが主張し合い、少しずつ妥協しあって決めたルールは長続きします。逆に一方的に保護者が勝手に決めたり、子供のいいなりになったりすると、長続きしません。お互いが納得し、双方が尊重できるルール作りをすることが重要です。

ルールが守れなかったり、子供が成長したり、生活習慣が変わったりするタイミングで、ルールの見直しをすることも大切です。



他律から自律へ

ルールを決める一方で大切なのが、自然体験や身体を使って得る実体験、人とのリアルなコミュニケーションです。様々な経験を積むことがインターネットの中で困ったり迷ったりしたときの、適正な判断力につながります。

乳幼児のネットルールは保護者が決める「他律」ですが、小学生、中学生、高校生と年齢が上がるにつれて少しずつ自分でルールを考えることができるようになっていき、大学生や社会人になると「自律」し、自分で管理します。

わたしたち大人は、子供たちが少しずつ自律していけるように手を貸してあげましょう。



いざというときの相談窓口・参考リンク

相談窓口

#9110
警察相談専用電話



#9110は、発信地を管轄する警察本部等の総合窓口につながります。生活の安全に関わる悩みごと、困りごとなど、緊急ではない相談の窓口です。

188
消費者庁
消費者ホットライン



商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどに対し、専門の消費生活相談員などが相談を受け付ける窓口です。

違法・有害情報
相談センター



相談者自身で行う削除依頼の方法等を、インターネットに関する技術や制度等の専門知識・経験を有する相談員が迅速にアドバイスします。
<https://www.ihaho.jp/>

子どもの人権110番
(法務局・地方法務局)



子どもの人権全般に関する相談窓口です。全国共通・通話料無料(受付時間:平日8時30分~17時15分)
0120-007-110

インターネット
人権相談



電話では相談しにくいときにはインターネットでも相談を受け付けています。

<https://www.jinken.go.jp/>

インターネット上の
誹謗中傷に関する
相談窓口のご案内



インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合における相談窓口の案内図です。ご自身の希望に添った相談窓口にお問い合わせください。

参考リンク

子どもとネットのトリセツ

制作:一般社団法人安心ネットづくり促進協議会



政府広報オンライン

SNSの誹謗中傷 あなたが奪うもの、失うもの #NoHeartNoSNS



スマホのある時代の子育てを
考える(お役立ち情報)

制作:NPO法人e-Lunch



情報セキュリティ啓発映像

「はじめまして、ペアコです。
~親と子のスマホの約束~」

制作:(独)情報処理推進機構(IPA)



スマートフォン用無料アプリ

Nintendo みまもりSwitch

制作:任天堂株式会社

